

# 令和4年 教育委員会

## 第9回 定例会 議事日程

令和4年5月24日（火）

### 第1 議 案

#### 【 指導課 】

- (1) 議案第17号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

### 第2 報 告

#### 【 子ども総務課・子ども施設課 】

- (1) 住民監査請求に基づく監査の結果について（報告）【秘密会】

#### 【 子ども支援課 】

- (1) 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和4年5月1日時点）

#### 【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 令和4年度 学童クラブ学年別在籍状況（令和4年5月1日現在）

#### 【 学務課 】

- (1) 令和4年度 学級編制（令和4年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

#### 【 指導課 】

- (1) 令和5年度使用教科用図書採択について
- (2) リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について
- (3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況について（4月）

### 第3 その他

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5日号）

## 議案第 17 号

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「6,400 円」を「1 万 6,000 円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例第 17 条第 3 項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 趣 旨

東京都や他団体との均衡を図るため、教員特殊業務手当の見直しを行う。

### 2 改正内容

教員特殊業務手当の上限額を、教員特殊業務に従事した日1日につき6,400円を1万6,000円に改正する。

### 3 改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行期日

公布の日。ただし、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

## 新旧対照表（抄）

## ○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（特殊勤務手当） 第16条（現行に同じ）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>第17条（現行に同じ）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき1万6,000円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4（現行に同じ）</p>	<p>（特殊勤務手当） 第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>第17条 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とする。</p> <p>2 教員特殊業務手当は、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。）であるときに支給する。</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 教員特殊業務手当は、管理職員特別勤務手当を受ける職員には支給しない。</p>
<u>附 則</u>	
<u>（施行期日等）</u>	
1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	
2 <u>この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u>	
<u>（教員特殊業務手当の内払）</u>	
3 <u>改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u>	

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況

教育委員会資料  
令和4年5月24日  
子ども支援課

幼稚園・こども園

令和4年5月1日現在

園名	学級数(定員数)				園児数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麴町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	31	19	31	81
九段幼稚園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	13	24	24	61
番町幼稚園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	17	20	21	58
お茶の水幼稚園	1 (20)	1 (35)	1 (35)	3 (90)	6	9	16	31
千代田幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	24	15	25	64
					短時間 14	6	15	35
					長時間 10	9	10	29
昌平幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	14	17	22	53
					短時間 4	7	12	23
					長時間 10	10	10	30
いずみこども園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	30	31	34	95
					短時間 10	14	14	38
					長時間 20	17	20	57
ふじみこども園	2 (50)	2 (50)	2 (50)	6 (150)	50	47	50	147
					短時間 25	22	22	69
					長時間 25	25	28	78
合計	10 (260)	9 (275)	9 (275)	28 (810)	185	182	223	590
					短時間 120	121	155	396
					長時間 65	61	68	194

保育園・こども園・認定こども園

園名	定員							園児数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100	6	18	19	18	18	20	99
神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	12	19	20	18	20	24	113
西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	9	18	18	18	20	18	101
四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	7	15	16	18	19	18	93
いずみこども園	9	12	15	(20)	(20)	(20)	36 (60)	7	15	17	(20)	(17)	(20)	39 (57)
ふじみこども園	12	20	23	(25)	(28)	(28)	55 (81)	11	21	25	(25)	(25)	(28)	57 (78)
アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	12	11	15	16	17	18	89
ポピンズナーサリースクール 一番町	9	12	13	14	16	16	80	6	11	13	14	11	15	70
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	7	10	12	13	12	10	64
グローバルキッズ 飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	14	22	24	24	23	22	129
あい保育園東神田	6	10	11	11	11	11	60	5	9	11	8	7	9	49
グローバルキッズ 飯田橋こども園	15	17	18	29	29	29	137	8	17	15	29	22	23	114
				10	10	10	短時間 30				10	3	5	短時間 18
				19	19	19	長時間 107				19	19	18	長時間 96
クレアナーサリー市ヶ谷	6	12	12	15	15	15	75	1	10	11	12	13	15	62
神田淡路町保育園 大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	7	17	18	18	16	17	93
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	6	7	11	8	8	11	51
二番町ちとせ保育園	12	14	14	20	20	20	100	6	16	16	18	17	20	93
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	6	8	8	10	9	10	51
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	6	8	6	8	10	7	45
保育園神田ベアーズ	9	9	9	9	12	12	60	5	9	9	7	10	12	52
AIAI NURSERY 三番町	6	8	9	9	9	9	50	3	5	8	7	5	9	37
平河町ちとせ保育園	9	12	12	14	9	14	70	2	11	14	7	4	9	47
ほっぺるランド外神田	6	12	15	18	11	18	80	5	11	11	11	5	11	54
岩本町ちとせ保育園	12	19	19	10	6	4	70	5	20	17	7	4	4	57
外神田かなりや保育園	6	8	9	3	2	2	30	4	5	5	2	0	1	17
合計	224	322	352	324 (45)	317 (48)	328 (48)	1,867 (141)	160	313	339	281 (45)	267 (42)	298 (48)	1,658 (135)

施設名		定員						園児数														
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計	
									全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民
地域型 保育事業	保 育 事 業 的 家 庭 的 事業	あい・ぼーと小さな家東神田						5	0	0	3	3	0	0	-	-	-	-	-	-	3	3
	保 小 育 事 業 模 型	あい・ぼーと小さな家麹町						10	0	0	3	3	2	2	-	-	-	-	-	-	5	5
	事 業 所 内 保 育 事 業	厚生労働省5号館保育室 (区民枠のみ)						5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
		アソシエーターサリー霞が関 (区民枠のみ)						5	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	1	1
		グローバルキッズ経済産業省保育室 (区民枠のみ)						3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
		ゆうてまち保育園(区民枠のみ)						7	0	0	3	3	0	0	-	-	-	-	-	-	3	3
		財務省らる保育園(区民枠のみ)						5	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	1	1
	保 居 宅 訪 問 業 型	(株)ポピンズ						10	0	0	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2
		(株)アルファコーポレーション						5	0	0	0	0	2	2	-	-	-	-	-	-	2	2
		サンフラワー・A(株)						10	0	0	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2
(特非)フローレンス						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
認 可 外 保 育 所	施 幼 保 一 設 体	マミーズエンジェル千代田保育園						20	3	3	9	9	9	9	-	-	-	-	-	-	21	21
		小学館アカデミー昌平保育園						25	4	4	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-	24	24
	認 証 保 育 所	保育園ドルチェ						40	3	1	10	7	7	2	11	10	0	0	3	2	34	22
		キッズスクエア丸の内東京ビル						22	3	1	5	1	3	0	-	-	-	-	-	-	11	2
		マミーズエンジェル神田駅前保育園						35	4	4	8	8	7	7	6	6	6	6	9	9	40	40
		小学館アカデミー神保町保育園						40	5	4	4	3	6	6	4	4	5	5	6	6	30	28
		ピノキオ幼児舎番町園						26	2	2	3	3	2	2	3	3	2	2	3	3	15	15
		キッズスクエア永田町						34	6	2	4	4	9	4	5	1	2	1	4	1	30	13
		キッズスクエア丸の内永楽ビル 保育室「愛の園」						26 32	1 10	1 0	6 11	6 3	5 10	3 4	4 -	1 -	2 -	0 -	3 -	2 -	21 31	13 7
	施 緊 急 保 育	グローバルキッズ神田駅前保育園 (旧今川中学校)						40	1	1	8	8	8	8	2	2	6	6	4	4	29	29
	対 区 補 助 保 育 室	ひまわり育児室						26	4	1	5	4	5	4	3	3	4	3	4	4	25	19
ハイブリッドママプリスクール ナーサリー千代田富士見						38	3	3	8	8	6	6	4	4	3	3	10	10	34	34		
計		-	-	-	-	-	469	49	27	104	87	93	71	42	34	30	26	46	41	364	286	

令和4年度 保育園・こども園等(長時間)の待機児童数・留保の状況(5月1日現在)

○待機児童数(該当者なし)

いずれの保育所にも入所できなかった方

○特定園留保(33名)

希望する保育所に入れず、自宅で待つ方など  
※33名のうち17名は育児休業延長希望者

○留保(9名)

認証保育所等に入所しているが、認可保育所を希望している方

○転所留保(23名)

認可保育所に入所したが、別の認可保育所を希望する方

○申請取下・辞退(9名)

転居等により保育園入園の必要がなくなった方、入所が決定したが辞退した方

### 令和4年度 学童クラブ学年別在籍状況（令和4年5月1日現在）

（単位：人）

	西神田	神田	四番町	一番町	区営合計	いずみ学 童クラブ 1	いずみ学 童クラブ 2(拡充)	アフター スクール さくら	アフター スクール さくら第 二	アフター スクール こうじ町	番町小学 校アフター スクール第 一	番町小学 校アフター スクール第 二	アフター スクール お茶の水	九段小学 校アフター スクール	富士見 わんぱく ひろば学 童クラブ	富士見 わんぱく ひろば第 二学 童クラブ	二番町こ どもクラ ブ	ポピンズ アフター スクール 一番町	グローバ ルキッズ 飯田橋 第一学 童クラブ	グローバ ルキッズ 飯田橋 第二学 童クラブ	麹町こど もクラブ	キッズク ラブ神田	東神田 ら学童ク ラブ	学童保育 じゃんぷ 九段クラ ブ	ベネッセ 万世橋学 童クラブ	民営合計	学年合計
1年生	15	24	2	7	48	21	22	16	9	24	18	17	14	31	30	11	11	8	8	7	7	4	9	5	5	277	325
2年生	29	15	10	12	66	11	11	22	15	27	11	9	13	20	29	15	10	11	8	9	9	4	13	4	12	263	329
3年生	14	12	24	27	77	0	28	13	11	1	9	12	10	1	16	8	19	15	12	12	3	2	8	14	2	196	273
1～3年生合計	58	51	36	46	191	32	61	51	35	52	38	38	37	52	75	34	40	34	28	28	19	10	30	23	19	736	927
4年生	3	8	8	15	34	0	0	11	8	0	2	1	9	0	1	0	15	11	19	16	4	6	9	13	2	127	161
5年生	0	1	5	0	6	0	0	3	2	0	0	0	2	0	0	0	11	4	4	8	7	1	1	1	3	47	53
6年生	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	1	3	2	1	0	1	3	1	20	22
4～6年生合計	3	9	15	15	42	1	0	14	10	0	2	1	12	0	1	0	32	16	26	26	12	7	11	17	6	194	236
在籍人数合計	61	60	51	61	233	33	61	65	45	52	40	39	49	52	76	34	72	50	54	54	31	17	41	40	25	930	1,163
定員 (R4.4.1時点)	50	50	47	42	189	34	54	65	45	50	38	38	60	50	70	40	70	50	55	55	45	50	40	40	40	989	1,178
令和3年5月1日 現在在籍人数	61	58	47	63	229	34	60	64	48	56	40	42	40	56	76	34	70	50	50	52	33	18	33	24	10	856	1,119
【備考】	私立3	私立0	私立5	私立1	私立9	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立6	私立2	私立19	私立3	私立7	私立2	私立2	私立3	私立1	私立0	私立4	私立49	私立58

令和4年度学級編制（児童・生徒数 / 学級数）

令和4年5月1日現在

[小学校]

学校名	学級数							児童数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
麴町小学校	3	4	3	3	3	3	19	84	106	98	108	84	91	571
九段小学校	3	3	3	3	2	3	17	75	90	87	88	69	91	500
番町小学校	3	2	3	2	2	2	14	78	62	75	66	69	72	422
富士見小学校	2	3	3	3	2	2	15	71	99	84	84	81	68	487
お茶の水小学校	2	2	2	2	1	2	11	58	59	47	50	35	54	303
千代田小学校	2	2	2	2	2	2	12	48	61	55	56	44	47	311
昌平小学校	2	2	1	2	1	1	9	45	54	33	48	33	41	254
和泉小学校	3	2	2	2	2	2	13	74	68	64	55	53	45	359
小計	20	20	19	19	15	17	110	533	599	543	555	468	509	3,207
富士見小学校（特別支援学級 知的障害）							1	2	0	1	1	0	0	4
千代田小学校（特別支援学級 知的障害）							4	6	4	3	7	5	2	27
小学校合計	-						115	541	603	547	563	473	511	3,238

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[中学校・中等教育学校（前期課程）]

学校名	学級数				生徒数			
	1	2	3	計	1	2	3	計
麴町中学校	4	5	6	15	129	163	239	531
神田一橋中学校	3	3	2	8	90	88	53	231
小計	7	8	8	23	219	251	292	762
麴町中学校（特別支援学級 知的障害）				2	3	2	4	9
中学校合計	-			25	222	253	296	771
九段中等教育学校（前期課程）	4	4	4	12	161	158	159	478
中学校・中等教育学校（前期課程）合計	-			37	383	411	455	1,249

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[通級指導学級・特別支援教室]

学校名	学級数							児童・生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
千代田小学校（言語）	1						1	5	5	4	1	3	1	19
小学校特別支援教室（情緒）								22	38	46	32	24	17	179
中学校特別支援教室（情緒）								16	14	12				42
通級合計	1						1	43	57	62	33	27	18	240

※通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒数は、在籍校の児童・生徒数に含まれている。

[中等教育学校]

学校名	学級数							生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
九段中等教育学校	4	4	4	4	4	4	24	161	158	159	151	149	147	925



令和5年度使用 教科用図書採択について

別添「令和5年度使用 千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）並びに小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程」のとおり、令和5年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料1-1】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

【資料1-2】千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱  
に関する細目

【資料2】千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料4】教科書採択における公正確保の徹底及び令和5年度使用教科書の採択事務処理に  
ついて（通知）

（令和4年4月15日付 4教指管第123号の写し）

【資料5】教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

（令和4年3月31日付 3文科初第2695号の写し）

【資料6】令和5年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

（令和4年3月31日付け 3初教科第63号の写し）

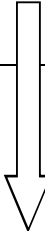
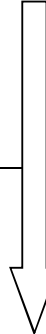
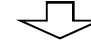
【資料7】令和5年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

（令和4年4月28日付 4教指管第159号の写し）

【資料8】教科書の採択方針について（答申）

【資料9】教科書展示会の実施について

## 令和5年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程

月	教育委員会事務局	九段中等教育学校 (後期課程)	特別支援学級 (小・中)	小・中・中等教育学校 (前期課程)	展示会
4月	4/12 (火) 教育委員会報告 【令和5年度使用 教科用図書の採択事務日程等】				
5月	5/24 (火) 教育委員会定例会 (詳細報告) 【令和5年度使用 教科用図書の採択について】 <事務局> ・九段中学校長に、選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼	5月中旬 ・選定委員会設置 ・要綱及び委員名簿提出 5月中旬～6月下旬 ・調査研究 ・選定	5月中旬～6月下旬 ・調査研究 ・選定		
6月					6/10(金)展示会開始 (千代田図書館)  6/23(木)展示会終了
7月	7/26 (火) 教育委員会定例会【協議】秘密会	7/1 (金) ・選定理由及び結果報告 (→事務局)	7/1 (金) ・申請理由及び結果報告 (→事務局)		
8月	8/23 (火) 教育委員会【議決】 【九段中等教育学校(後期課程)教科用図書の採択】 【特別支援学級(小・中)教科用図書の採択】 【小・中・中等教育学校(前期課程)教科用図書の採択】 8/31 (水) 採択結果報告 (→東京都)				※現在使用している教科用図書を採択

## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号  
平成17年5月11日教育長決裁  
平成19年4月2日教育長決裁  
平成20年4月1日教育長決裁  
平成21年4月1日教育長決裁  
平成22年4月1日教育長決裁  
平成26年4月1日教育長決裁  
平成27年4月1日教育長決裁  
平成29年4月1日教育長決裁  
平成30年4月1日教育長決裁  
令和2年4月1日教育長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

## (採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

## (教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。  
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等から選定教科数に応じて必要数(2～12名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

## (教科用図書調査委員会)

- 第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設ける。
- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された委員（小学校7名程度、中・中等教育学校1～2名程度）及び選定委員会委員1名をもって構成する。
  - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
  - 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
  - 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
  - 6 委員長は、調査委員会を総理する。
  - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
  - 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
  - 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
  - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
  - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。  
付則（21千こ育指発第184号）

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。  
付則（22千子指導発第208号）

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。  
付則（26千子指導発第268号）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。  
付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。  
付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。  
付則（30千子指導発第61号）

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。  
付則（2千子指導発第120号）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

2 千子指導発第121号  
令和2年4月1日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第11条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 教科用図書選定委員会

## (1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区PTAから各1名とする。
  - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

## 3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校（前期課程）のそれぞれについて、次のとおりとする。

## ① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育（保健）、英語、特別の教科 道徳

## ② 中学校・中等教育学校（前期課程）

国語・書写、社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）・地図、数学、理科、音楽（一般・器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野・家庭分野）、英語、道徳

## (2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
  - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4に定める教科用図書研究会から提出された調査書（様式1）を参考に、5に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表（様式2）を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書（様式1）及び調査一覧表（様式2）を提出する。

## 4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書（様式1）を作成し、各調査委員会に報告する。

## 5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択  
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量  
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現  
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜  
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い  
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

## 6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

## 7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
  - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。

平成 22 年 6 月 11 日  
千代田区教育委員会

## 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

### 1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

### 2 教科書の採択について

#### (1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

#### (2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

### 3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。



## 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針

## 1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

## 2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

## 3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書（通常の学級で使用するものと同一のもの）の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する。（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条図書を使用する。ただし、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書以外を使用する場合には、独自に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

## 4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものが適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書類的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる図書や採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

## 5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 委員長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 委員長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会教育長に申請する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長  
浜 佳 葉 子  
(公印省略)**教科書採択における公正確保の徹底及び令和5年度使用教科書の採択事務処理について（通知）**

このことについて、文部科学省から、別添（写）のとおり、教科書採択における公正確保の徹底及び令和5年度使用教科書の採択事務処理に関する文書が送付されましたので通知します。

なお、これに併せ、下記のとおり補足説明及び留意事項を付しますので、教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくとともに、採択事務につきましては、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

## 記

**1 送付文書（写し）**

- (1) 令和4年3月31日付3文科初第2695号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「公正確保通知」という。）
- (2) 同日付3文科初第2691号「教科書採択の公正確保について（通知）」【別添通知】（以下「発行者宛て通知」という。）
- (3) 同日付3初教科第63号「令和5年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「事務処理通知」という。）

**2 教科書採択の公正確保の徹底**

- (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任（参照：公正確保通知P.2「1（1）」）

ア 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適當であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者（以下「発行者」という。）と関係を有する者を選任することは適當でないこと。

このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う調査研究等に当たっては、発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなど、適切な採択事務が行われるよう十分留意すること。

- ・ 「教科書採択に直接の利害関係を有する者」については、別添1「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）の「第一2.留意事項」を参照すること。

イ 令和3年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報や、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報は、4月末を目途に、文部科学省及び一般社団法人教科書協会から都教育委員会に送付される予定である。都教育委員会から区市町村教育委員会に対して別途情報提供をするので、必要に応じて参照すること（発行者宛て通知 P. 4 「（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）」も併せて参照すること。）。

**(2) 教科書見本の取扱い**（参照：公正確保通知P. 3～4「1（2）」、発行者宛て通知P. 2～4、事務処理通知P. 3～4）

ア 発行者が各採択権者等に送付することのできる教科書見本の部数の上限等については、文部科学省が当該発行者に通知している。

・ 小・中学校用教科書

令和4年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付されない。

・ 高等学校用教科書

高等学校等については、高等学校を所管する区市町村教育委員会に対し、1部を上限に発行者から送付可能となっている。

イ 留意事項

・ 発行者から送付される教科書見本の種類及び部数の上限は、毎年度文部科学省が発行者に通知しており、それを超える送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者）に対する献本若しくは貸与は認められていない。採択関係者から発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

また、「学習者用デジタル教科書」の完全見本については、紙の教科書の内容と同一であるため、提供や貸与を受けてはならないので注意すること。

・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。

・ 採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

また、採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、適切に保管・管理をすること。

**(3) 過大な宣伝活動等への対処・検定申請本の取扱い**（参照：公正確保通知P. 4～7「1（3）、（4）」）

ア 公正確保通知1（3）の外、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。公正確保通知 P. 12 にURLの掲載あり。）を参照すること。

イ 各教育委員会においては、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や行動規範等に違反する行為について、発行者に求めることのないようにすることはもとより、発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

(4) 発行者との関係 (参照：公正確保通知P. 7～8「1 (5)、(6)」)

ア 質の高い教科書の実現のためには、発行者が教師等から意見を聴取することや、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たり両者が連携して研究等を行うことは大きな意義を持つ。

一方で、仮に教師等と発行者の認識が、教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、地域住民等から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、全ての学校・教師等に対して、利害関係者との接触に当たり、法令の外、貴委員会の条例・規則等に従う必要がある旨を周知徹底すること。

イ 発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する学校・教育委員会等に報告するよう、全ての教師等に対して指導するとともに、報告を受けた教育委員会は、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合は、東京都教育庁指導部管理課教科書担当宛てに速やかに報告を行うこと。

3 教科書採択方法の改善 (参照：公正確保通知 P. 8～11)

(1) 採択権者の判断と責任及び教科書採択に関する情報の公表

ア 義務教育諸学校においては、教科書を採択したとき、遅滞なく採択結果、採択理由その他の事項(教科書調査研究資料等)を公表するよう努めるものとされている(無償措置法第15条、無償措置法施行規則第7条)。

イ 毎年度文部科学省が実施する「採択関係状況調査」の結果が「採択通知」に別添資料として添付されているが、貴委員会の状況を確認の上、特に以下の2点について、更に十分な取組がされるよう、採択手続の適正化に努めること。

- ・ 採択基準、採択結果及び採択理由等、教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。
- ・ 教育長及び教育委員が十分に時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるよう、教科書見本を適切に提供し、十分活用すること。

4 都教育委員会における令和4年度の調査研究に関する日程(予定)

学校教育法附則第9条第1項の規定による、特別支援学校(小学部・中学部)及び小・中学校等の特別支援学級で教科書として使用する一般図書についても調査研究を行う。

【都教育委員会における調査研究に関する日程(予定)】

時期(予定)	附則9条本
4月 21日 下旬	・ 審議会①答申(採択方針) ・ 教育委員会への報告(審議会①) ・ 調査研究開始
5月 下旬	・ 審議会②答申(調査研究資料)
6月 月上旬	・ 教育委員会への報告(審議会②) ・ 調査研究資料の公開

※上の表における「審議会」とは「東京都教科用図書選定審議会」を指す。

※ここでは、都教育委員会の業務のうち、他の採択権者への指導・助言・援助に関連する内容のみ記載した。

<連絡先>  
 東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 利根川  
 電話 : 03-5320-6834  
 メール : Yasuhiro\_Tonegawa@member.metro.tokyo.jp

3文科初第2695号  
令和4年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
伯 井 美 徳

(公印省略)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和3年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和4年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和3年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## (2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和4年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和4年3月31日付け3文科初第2691号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和2年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
  - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
  - ・ 令和2年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
  - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。  
 ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
  - 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

### (3) 過大な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ



うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
  - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
  - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
  - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
  - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
  - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。
- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
- 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和3年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### （6）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### （1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を選択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を選択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

### (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

#### (6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

##### ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

##### ②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。

##### ③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

### 3. 令和4年度の教科書採択における留意事項について

令和4年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 小・中学校用教科書について

令和4年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

3年度と同一の教科書を採用しなければならないこと。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

令和4年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科書を採用しなければならないこと。

(3) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記(1)、(2)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和3年度に採択した教科書と異なる教科書を採用することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(4) 高等学校用教科書について

令和4年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録(令和5年度使用)に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(5) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(6) その他

令和4年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】教科書検定の申請受付**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm)

○ 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下のURLを参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 2576



## 令和3年度教科書採択関係状況調査（公立高等学校）調査結果

(令和4年3月)

- 調査期間 : 令和3年10月6日から11月4日  
回答者 : 全ての都道府県教育委員会  
調査項目 : 令和3年度に行った、令和4年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。  
(単位はすべて「%」)

- 1 採択事務のスケジュール等について
  - 1-1 採択の決定時期等について
  - 1-2 採択権限の行使方法について
  - 1-3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について
  - 1-4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について
- 2 採択に当たっての調査研究について
  - 2-1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員
  - 2-2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究
  - 2-3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について
- 3 採択に係る資料の公表等について
  - 3-1 都道府県教育委員会における公表について
  - 3-2 市町村教育委員会における公表について
- 4 教科書見本の取り扱いについて
  - 4-1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について
  - 4-2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について
  - 4-3 市町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について
- 5 教科書展示会の会場数及び来場者数について
- 6 図書館等への教科書の整備について
  - 6-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について
  - 6-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について
- 7 採択に関する公正確保について
  - 7-1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について
  - 7-2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

# 1 採択事務のスケジュール等について

## 1 - 1 採択の決定時期等について

### 1 - 1 - 1 都道府県立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 7月31日以前	2	4.3
② 8月1日～8月16日	5	10.6
③ 8月17日～8月31日	21	44.7
④ 9月1日～9月16日	13	27.7
⑤ 9月17日～9月30日	1	2.1
⑥ 10月1日～10月16日	1	2.1
⑦ 10月17日以降	4	8.5

※全国の47都道府県について

### 1 - 1 - 2 市町村立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 7月31日以前	57	53.3
② 8月1日～8月16日	12	11.2
③ 8月17日～8月31日	30	28.0
④ 9月1日～9月16日	3	2.8
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	5	4.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村

### 1 - 1 - 3 都道府県（※）の教育委員会が設定する、市町村教育委員会による需要数報告の期限

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 7月31日以前	11	33.3
② 8月1日～8月16日	9	27.3
③ 8月17日～8月31日	6	18.2
④ 9月1日～9月16日	4	12.1
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	1	3.0
⑧ 特段設けていない。	2	6.1

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する33都道府県について

## 1 - 2 採択権限の行使方法について

### 1 - 2 - 1 都道府県（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	21	44.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	10	21.3
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	12	25.5
⑤ その他	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 2 - 2 市町村（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	96	89.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.7
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	0	0.0
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	3	2.8
⑤ その他	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 3 - 1 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	2	4.3
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	44	93.6
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 3 - 2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 行った。	44	93.6
② 行わなかった。	0	0.0
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	3	6.4

※全国の47都道府県について

1 - 3 - 3 各学校が教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合（※）の観点について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	22	46.8
② 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	34	72.3
③ 選定理由	42	89.4
④ その他	5	10.6

※（1-3-2）において①を選択した44都道府県

1 - 3 - 4 各学校が教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合（※）の採択結果について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合（％）
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	43	97.7
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0.0
③ 未回答（採択の時期が本調査以降であるため）	1	2.1

※（1-3-2）において①を選択した44都道府県

1 - 4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 4 - 1 市町村（※）の教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	0.9
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	6	5.6
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	96	89.7
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 4 - 2 各学校が市町村（※）の教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 行った。	97	90.7
② 行わなかった。	3	2.8
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	6	5.6
④ 未回答	1	0.9

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 4 - 3 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行う場合（※）の観点について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（％）
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	30	30.9
② 市町村の教育目標・方針への適合性	58	59.8
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	72	74.2
④ 選定理由	81	83.5
⑤ その他	3	3.1

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

1 - 4 - 4 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行った場合（※）の採択結果について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	97	100
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

2 採択に当たっての調査研究について

2 - 1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員

		合計	内訳						
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	教育長	教育委員	教育委員会 事務局職員	その他
① 都道府県の教科用図書選定審議会の委員	(人)	584	51	111	92	64	39	134	93
	(%)	100	8.7	19.0	15.8	11.0	6.7	22.9	15.9
② 都道府県の教科用図書選定審議会の調査員	(人)	858	0	8	607	1	5	231	6
	(%)	100	0.0	0.9	70.7	0.1	0.6	26.9	0.7

※高等学校で使用する教科書の調査研究に当たっては、教科用図書選定審議会以外の調査組織を運営している都道府県もある。

2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究

2 - 2 - 1 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	24	51.1
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	2.1
④ その他の方法で調査研究組織を設置（下欄に具体的に御記入ください。）	2	4.3

2 - 2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	44	93.6
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない	3	6.4

2 - 2 - 3 都道府県（※）の教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	33	75.0
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	19	43.2
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	40	90.9
④ 各教科書の説明等の理解しやすさ	28	63.6
⑤ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	29	65.9
⑥ 各教科書の使いやすさや見やすさ	28	63.6
⑦ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	17	38.6
⑧ その他の観点や基準（下欄にその理由を御記入ください。）	9	20.5

※2-3-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 2 - 4 都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合（※）に、その基準を各学校に示しているかについて

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 採択に関する基準を示した。	43	97.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0
③ 未回答	1	2.3

※2-2-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

2 - 3 - 1 市町村立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について (複数回答可能)

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合(%)
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	7	6.5
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	97	90.7
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	0	0.0
④ その他の方法で調査研究組織を設置	4	3.7

※市(区)町村立高等学校を設置する107市(区)町村について

2 - 3 - 2 市町村立(※)の高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合(%)
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	79	73.8
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	28	26.2

※市(区)町村立高等学校を設置する107市(区)町村について

2 - 3 - 3 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合(※)に、その項目について (複数回答可能)

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合(%)
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	52	65.8
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	29	36.7
③ 市町村の教育目的・方針への適合性	46	58.2
④ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	65	82.3
⑤ 各教科書の説明等の理解しやすさ	52	65.8
⑥ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	53	67.1
⑦ 各教科書の使いやすさや見やすさ	54	68.4
⑧ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	35	44.3
⑨ その他の観点や基準(下欄にその理由を御記入ください。)	3	3.8

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

2 - 3 - 4 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その基準を各学校に示しているかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合(%)
① 採択に関する基準を示した。	74	93.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	5	6.3

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

3 採択に係る資料の公表等について

3 - 1 都道府県教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	その他	静かな採択環境を確保	請求があれば開示	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	19	28	14	5	3	5	17	6
	40.4 (%)	59.6 (%)						
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	13	34	9	2	2	6	18	10
	27.7 (%)	72.3 (%)						
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	37	10	28	10	4	0	10	0
	78.7 (%)	21.3 (%)						
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	17	30	9	8	1	5	23	2
	36.2 (%)	63.8 (%)						
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	28	19	28	1	0	5	6	8
	59.6 (%)	40.4 (%)						

3 - 2 市町村教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）				非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	都道府県教育委員会が公表	その他	静かな採択環境を確保	請求があれば開示	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	34	73	23	14	1	1	24	26	23
	31.8 (%)	68.2 (%)							
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	30	77	16	15	1	1	22	36	19
	28 (%)	72 (%)							
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	55	52	41	17	1	2	13	32	7
	51.4 (%)	48.6 (%)							
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	40	67	25	14	1	4	15	42	10
	37.4 (%)	62.6 (%)							
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	56	51	46	12	1	4	13	30	8
	52.3 (%)	47.7 (%)							

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について



#### 4 教科書見本の取り扱いについて

##### 4 - 1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について

##### 4 - 1 - 1 都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	28	59.6
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	10	21.3
④ 見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	4	8.5
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	9	19.1

##### 4 - 1 - 2 市町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.8
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	66	61.7
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	55	51.4
④ 見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	33	30.8
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	11	10.3

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

##### 4 - 2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4

##### 4 - 3 市町村教育委員会（※）における教科書見本の送付部数限度について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	100	93.5
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	3	2.8
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

## 5 教科書展示会の会場数及び来場者数について

	法定展示会 会場数
① 貴都道府県域内において開催された法定展示会の会場数の総数	1125
② 来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	872
→来場者数の延べ数（概数）	43279
③ 来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	233

## 6 図書館等への教科書の整備について

### 6 - 1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（%）
① 教科書センターで閲覧等に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7
② 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	2	4.3
③ 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	11	23.4
④ 特に整備していない。	1	2.1

### 6 - 2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	8	7.5
② 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	64	59.8
③ 特に整備していない。	106	99.1

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

## 7 採択に関する公正確保について

### 7 - 1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100.0
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	12	25.5
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

### 7 - 2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	100	93.5
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	13	12.1
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

## 採択関係状況調査結果（国立・私立高等学校）

※割合は四捨五入のため合計した際に100%にならない場合があります。

### 1 採択事務のスケジュール等について

#### 1-1 採択の決定時期等について

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合 （※1）（%）	学校数（校）	全体に占める割合 （※2）（%）
① 7月31日以前	19	90	1114	88.6
② 8月1日～8月16日	1	5	53	4.2
③ 8月17日～8月31日	1	5	42	3.3
④ 9月1日～9月16日	0	0	11	0.9
⑤ 9月17日～9月30日	0	0	8	0.6
⑥ 10月1日～10月16日	0	0	0	0.0
⑦ 10月17日以降	0	0	29	2.3

※1 国立高等学校は合計21校が回答

※2 私立高等学校は合計1257校が回答

#### 1-2 教科書の採択方法について

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合 （※1）（%）	学校数（校）	全体に占める割合 （※2）（%）
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	23.8	123	9.8
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0	25	2.0
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	16	76.2	1049	83.5
④ 特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0	30	2.4
⑤ その他	0	0	30	2.4

※1 国立高等学校は合計21校が回答

※2 私立高等学校は合計1257校が回答

### 2

#### 採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
			公表	非公表		
① 採択基準	国立	21 (校) (100)	8 (校) (38.1)	5 (校) 3 (校)	13 (校) (61.9)	0 (校) (0)
	私立	1257 (校) (100)	310 (校) (24.7)	146 (校) 164 (校)	939 (校) (74.7)	8 (校) (0.6)
② 選定関係資料	国立	21 (校) (100)	9 (校) (42.9)	7 (校) 2 (校)	12 (校) (57.1)	0 (校) (0)
	私立	1257 (校) (100)	322 (校) (25.6)	147 (校) 175 (校)	928 (校) (73.8)	7 (校) (0.6)
③ 採択結果	国立	21 (校) (100)	16 (校) (76.2)		5 (校) (23.8)	0 (校) (0)
	私立	1257 (校) (100)	366 (校) (29.1)		811 (校) (64.5)	80 (校) (6.4)
④ 採択理由	国立	21 (校) (100)	16 (校) (76.2)		5 (校) (23.8)	0 (校) (0)
	私立	1257 (校) (100)	186 (校) (14.8)		991 (校) (78.8)	80 (校) (6.4)

※括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す

## 採択関係状況調査結果（公立中学校）

調査期間：令和3年10月6日から11月4日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和3年度における、無償措置法第14条及び同法施行規則第6条第3号により可能であった採択替えについて

※表中の割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

### 1 採択替えを行うか否かの判断について

#### 1-1 都道府県教育委員会において採択替えを行ったかについて

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合（%）
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。（※1）	44	93.6
④ 未回答（※2）	3	6.4
⑤ 合計	47	100.0

※1 ③には都道府県立の公立中学校等がない4都道府県も含まれている。

※2 ④の3都道府県は都道府県立の公立中学校等がないことから未回答。

#### 1-2 都道府県教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	36	90.0
② 令和2年度における採択の理由	31	77.5
③ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に都道府県教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	32	80.0
④ その他	5	12.5

※1-1③のうちにおいて採択替えを行うか否かの判断を行った40都道府県

#### 1-3 市町村教育委員会において採択替えを行ったかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（%）
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。	1740	100.0

※R2年度調査において回答のあった市町村教育委員会は1747市町村教育委員会、平成30年度調査においては1742市町村教育委員会

#### 1-4 市町村教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（%）
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	1226	70.5
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査研究の結果	937	53.9
③ 令和2年度における採択の理由	1317	75.7
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に市町村教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	1400	80.5
④ 市町村教育委員会において行った、新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	726	41.7
④ その他	143	8.2

2 採択に係る資料の公表について

2- 1 都道府県教育委員会における公表について

調査項目	公表	公表数(%)	公表の方法、時期 (複数回答可)	公表方法		
				数	割合	
① 都道府県教育委員会が作成する調査研究資料(※1)	公表	38 (80.9)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	29	
	非公表	9 (19.1)		非公表の理由	情報センター等	18
					その他	1
② 都道府県立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果(※2)	公表	29 (72.5)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	24	
	非公表(※3)	11 (27.5)		非公表の理由	情報センター等	8
					その他(※3)	4
③ 都道府県立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果の理由(※2)	公表	20 (50)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	15	
	非公表(※3)	20 (50)		非公表の理由	情報センター等	6
					その他(※3)	3
④ 都道府県立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録(※2)	公表	24 (80)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	23	
	非公表(※3)	16 (20)		非公表の理由	情報センター等	2
					その他(※3)	0
⑤ 都道府県立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録(※2)	公表	24 (80)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	23	
	非公表(※3)	16 (20)		非公表の理由	情報センター等	2
					その他(※3)	0

※1 都道府県立の公立中学校等の有無にかかわらず全47都道府県

※2 都道府県立の公立中学校等がない7都道府県を除く

※3 資料を作成していない1都道府県も含まれる

2- 2 市町村教育委員会における公表について

調査項目	公表	公表数(%)	公表の方法、時期 (複数回答可)	公表方法		
				数	割合	
① 市町村教育委員会が作成する調査研究資料	公表	411 (23.6)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	211	
	非公表	1328 (76.4)		非公表の理由	情報センター等	118
					その他	24
② 市町村立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果	公表	937 (53.9)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	588	
	非公表	802 (46.1)		非公表の理由 (複数回答あり)	情報センター等	118
					その他	34
③ 市町村立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果の理由	公表	629 (36.2)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	378	
	非公表	1110 (63.8)		非公表の理由	情報センター等	108
					その他	41
④ 市町村立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会又は採択地区協議会の議事録	公表	644 (37.0)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	426	
	非公表	1095 (63.0)		非公表の理由	情報センター等	110
					その他	25
⑤ 市町村立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会又は採択地区協議会の議事録	公表	644 (37.0)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	426	
	非公表	1095 (63.0)		非公表の理由	情報センター等	110
					その他	25

※一部市町村について非公表理由の回答なしのため、非公表とした市町村数と理由の合計が合わない場合がある。

※非公表の理由について、複数回答不可としていたものの、複数回答していた市町村があるため非公表とした市町村数と理由の合計が合わない場合がある。

3 都道府県教育委員会における調査研究について(複数回答可能)

調査項目	都道府県教育委員会数	全体に占める割合(%)
① 特徴や留意点のみを記述した資料を作成した。	41	87.2
② 観点別の評定を付した資料を作成した。	4	8.5
③ 総合的な評定を付した資料を作成した。	3	6.4
④ その他	4	8.5

## 採択関係状況調査結果（国立／私立中学校）

※割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

※77の国立中学校、680の私立中学校が回答

### 1 採択替えを行うか否かの判断について

#### 1-1 採択替えを行ったかについて

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0	42	6.2
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	2	2.6	22	3.2
③ 採択替えを行わなかった。	75	97.4	616	90.6

#### 1-2 採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	28	36.4	52	7.6
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査研究の結果	26	33.8	40	5.9
③ 令和2年度における採択の理由	61	79.2	428	62.9
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に貴校において行った調査研究の結果を含む。）	54	70.1	321	47.2
⑤ 貴校において行った、新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	30	39.0	192	28.2
⑥ その他	0	0.0	19	2.8

### 2

#### 採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
			公表	非公表		
① 選定関係資料	国立	77校	53校 (68.9)	32校	24校 (31.1)	0校 (0)
				21校		
	私立	680校	176校 (25.9)	64校	495校 (72.8)	9校 (0.01)
				112校		
② 採択替えに関する検討結果	国立	77校	21校 (27.2)		56校 (72.8)	0校 (0)
	私立	680校	102校 (15.0)		535校 (78.7)	43校 (6.3)
③ 採択替えに関する検討結果の理由	国立	77校	19校 (24.7)		58校 (75.3)	0校 (0)
	私立	680校	60校 (8.8)		576校 (84.7)	44校 (6.4)

※括弧内は合計体に占める割合（%）を示す。

別添通知

3 文科初第 2691 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
伯 井 美 徳

(公印省略)

### 教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

ついては、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

## 記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和4年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和4年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。

・ 都道府県教育委員会	:	15 部
・ 指定都市教育委員会	:	17 部
・ 中核市，特例市，特別区教育委員会	:	8 部
・ その他の市町村教育委員会	:	5 部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・ 教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和3年度に検定を経た教科書の見本

・ 都道府県教育委員会	:	6 部
・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会	:	原則 1 部
・ 高等学校に置かれる課程	:	原則 1 部



(全日制・定時制・通信制)

・教科書センター

1部

- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

◇ 令和2年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和3年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和3年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和3年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和3年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること(ただし、職業に関する教科書については、各1部を送付することとして差し支えない。)  
また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、採択関係者(教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)  
特に、令和2年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、

教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。

また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。  
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 平成29年度及び令和3年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあつては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

令和4年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（過大な宣伝活動等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

○ 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。

○ 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。

なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03(5253)4111 内線 2576

3 初 教 科 6 3 号  
令和 4 年 3 月 3 1 日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
安 井 順 一 郎

(公印省略)

令和 5 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 4 年 3 月 31 日付け 3 文科初第 2695 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

#### (1) 小・中学校用教科書の採択について

令和4年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

#### (2) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒の教科書については、高等学校新学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから採択することができること。

#### (3) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

(ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

(エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和4年度用一般図書契約予定一覧について」(令和4年2月16日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和4年度中に、十分に確認しておくこと。

なお、令和5年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

## 2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和4年3月31日付け3文科初第2695号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和3年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

## 3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、6月1日

から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催すること（令和4年文部科学省告示第23号）。

- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。  
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

#### 4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。  
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は



都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書(教科書目録第1部掲載)と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書(同第2部掲載)は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること(※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書)。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

## 5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転(住所表示の変更を含む。)、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類(小・中・高・特別支援学校)の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。  
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

## 6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
  - ① 採択地区変更に係る告示の写し
  - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図(構成市町村の境界を点線で

示すこと)

③ 採択地区変更に係る理由書

④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

#### 7 その他

令和4年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

#### 8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和4年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎			
		採択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

(別添)

○文部科学省告示第七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

## 1 総則

### (高等学校教育の基本と教育課程の役割等)

- (1) 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款，第4款，第5款（3の(4)を除く。）及び第6款の規定にかかわらず，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款から第6款まで（第2款の3の(1)，(2)，及び(3)のニ並びに5（3の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

### (福祉に属する科目)

- (2) 福祉に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは，「福祉情報活用，福祉情報」とする。

### (総合的な探究の時間)

- (3) 現行高等学校学習指導要領第2款及び第3款中「総合的な学習の時間」とあるのは，「総合的な探究の時間」とする。

### (通信制の課程における教育課程の特例)

- (4) 通信制の課程における教育課程の特例については，次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の規定のうち「第1款から第6款まで（第4款，第5款の1並びに第5款の4の(4)のA及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず，現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款，新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款の1，2，3の(2)のAの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のEの(ア)及び(イ)を除く。）並びに4並びに第3款から第6款まで並びにこの告示の第1項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の1から5までの規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(1)から(6)までの規定によること。この場合において，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは，「総

合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

(道徳教育に関する配慮事項)

(5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

(1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)の(ア)及び第4の2の(4)の(ア)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)の(ク)のうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)の(ア)及び第6の2の(2)の(エ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)の(ア)及び第2の3の(2)の(オ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

(2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)の(オ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)の(カ)の(オ)のうち「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)の(イ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)の(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

- (3) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

- (4) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

- (5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のAのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のAに関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のAに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のAの(1)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のAの(1)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

- (6) 福祉に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

- (7) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

- (8) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章

第11節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

(9) 美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

(10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条に規定される総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

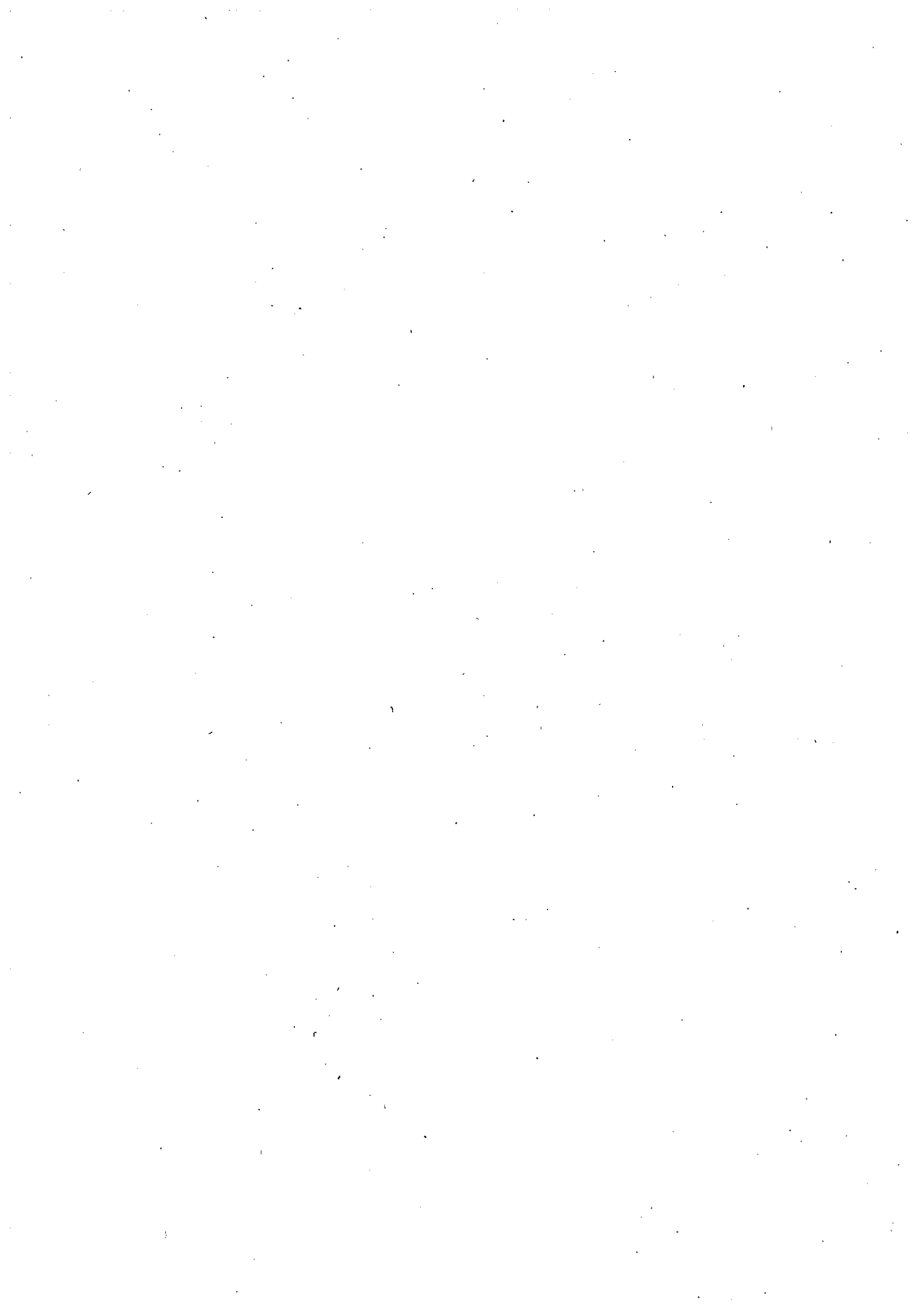
(11) 特別活動の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

附 則

- 1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認



定については、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。



区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

浜 佳葉子

(公印省略)

### 令和5年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

東京都教育委員会は、令和4年4月21日に開催した東京都教科用図書選定審議会（第1回）において、「教科書の採択方針」について諮問し、別紙のとおり答申を得ました。

つきましては、令和5年度使用義務教育諸学校用教科書の採択に当たっては、下記について特段の御留意をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 教科書採択に当たっての留意事項について

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

#### <担当>

東京都教育庁指導部管理課（教科書担当） 利根川

電話：03-5320-6834

メール：Yasuhiro\_Tonegawa@member.metro.tokyo.jp



令和4年4月21日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口 豊



### 教科書の採択方針について（答申）

令和4年4月21日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

#### 2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

##### (1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## (2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## (3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

### ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## (4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和4年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

## 教科書展示会の実施について

## 1 目的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

## 2 内容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。

## 3 展示期間

令和4年6月10日（金）から6月23日（木）までの14日間

## 4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

- ・月～金 午前10時から午後10時まで
- ・土 午前10時から午後7時まで
- ・日・最終日 午前10時から午後5時まで

## 5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

## 6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について

1 今回の経緯及び千代田区立学校・園の対応について

- (1) 5月22日をもって、東京都は「リバウンド警戒期間」を終了することとした。
- (2) 5月20日付にて、東京都教育委員会教育長より、「リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について」が通知された。
- (3) 上記(1)及び(2)を受け、千代田区では区立学校・園の対応について、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくことし、5月23日付で「リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について」を通知した。

2 リバウンド警戒期間延長に係る前回通知（4月22日付）からリバウンド警戒期間終了に係る今回通知（5月23日付）への主な変更点

(1) 大きな変更点

①マスクの着用について

- ・熱中症の防止の観点を追記

②オンライン学習等への準備及び実施について

- ・より積極的にオンライン学習の推進及び子どもとのつながりの維持等に努めることを推奨

③学校行事等について

- ・体育的行事、文化的行事の実施にあたっては、熱中症等にも留意した上で、必要な感染症対策を講じ、内容や方法を工夫して実施する旨を追記

(2) 通知上の記載内容の比較

令和4年4月22日4千子指導収第181号	令和4年5月23日4千子指導収第396号
2 基本的な感染症対策の実施について	2 基本的な感染症対策の実施について
(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導 ②マスクの正しい着用の徹底	(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導 ②マスクの正しい着用の徹底 ○マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意の上、適切に対応する。
(2) 家庭における感染症対策の依頼	(2) 家庭における感染症対策の依頼 ○マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。
(3) 教職員等の健康管理の徹底 ②正しいマスクの着用	(3) 教職員等の健康管理の徹底 ②正しいマスクの着用 ○マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。

<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。</p>
<p>3 教育活動に関すること</p>	<p>3 教育活動に関すること</p>
<p>(2) オンライン学習等への準備及び実施について</p> <p>また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。</p>	<p>(2) オンライン学習等への準備及び実施について</p> <p>また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際は、「Teams」を活用してオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等に努めること。</p>
<p>(6) 学校行事等について</p> <p>※記載なし</p>	<p>(6) 学校行事等について</p> <p>○体育的行事、文化的行事の実施にあたっては、熱中症等にも留意した上で、必要な感染症対策を講じ、内容や方法を工夫して実施する。</p>
<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。</li> </ul>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等、他者との距離が十分に取れない場面での発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。</li> </ul>
<p>(7) 部活動について</p> <p>※記述なし</p>	<p>(7) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。</li> </ul>
<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。</li> </ul>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動実施前後の更衣時には、マスクを正しく着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。</li> </ul>
<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。</li> </ul>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問、外部指導者においても、マスクを正しく着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。</li> </ul>



千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

### リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年4月22日付4千子指導収第181号「リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

このことについて、東京都は令和4年5月22日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、基本的な感染防止策の徹底を要請していましたが、5月22日をもって「リバウンド警戒期間」を終了することを決定しました。また、東京都教育委員会教育長より、別添写し令和4年5月20日付4教総総第501号「リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について」のとおり、通知がありました。

千代田区では区立学校・園の対応について、「リバウンド警戒期間」終了後においても、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととします。マスクについては現状は下記のような取り扱いとしますが、今後、国や都からの通知があり次第、お知らせいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、学校外における感染症対策の徹底に向けた指導とともに、保護者の皆様に周知いただくようお願いいたします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校・園運営の基本方針

- 感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。
- 対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をすることや、オンラインを活用した分散登校、短縮授業などの対応を行うことができるものとする。

## 2 基本的な感染症対策の実施について

### (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

#### ①健康観察の実施

- 幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- 咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

#### ②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの正しい着用を徹底する。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意の上、適切に対応する。
- マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### ③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

#### ④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 正しい手洗いの方法、手指消毒についての指導を徹底する。

#### ⑤感染予防に関する指導

- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。
- 感染症対策の必要性と具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。

### (2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの正しい着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理

せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

### (3) 教職員等の健康管理の徹底

#### ①基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、直ちに受診する)

○出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)

○委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

#### ②正しいマスクの着用

○会話や会議、電話の際にも必ずマスクを着用する。

○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する(鼻と口を隙間なく覆う)。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。

○正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### ③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。

○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

#### ④勤務時間外における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの正しい着用(不織布を推奨)を徹底する。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

## 3 教育活動に関すること

●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

### (1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食を行う。

### (2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者

に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際は、「Teams」を活用してオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等に努めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。
- 園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。
- 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の実態に応じて指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。
- 外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。
- 令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

- 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施の方法・内容等について工夫する。
- 体育的行事、文化的行事の実施にあたっては、熱中症等にも留意した上で、必要な感染症対策を講じ、内容や方法を工夫して実施する。
- 校外での活動にあたっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 実施にあたっては十分に保護者の理解を得て行うこと。
- 宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で実施する。実施に際して、引率する教職員は事前に抗原検査を実施する。詳細は別途通知する。

(7) 部活動について

- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接

触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。

- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し、状況を確認して対応を検討する。
- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は可とし、実施の際は、生徒の健康観察を確実にを行う等、感染症対策を徹底する。都外での活動については、訪問先の感染状況等に配慮し、事前に関係学校等と調整の上、実施すること。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。
- 更衣室や部室、屋内の活動場所は、必ず定期的に換気を行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
  - ・部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施するよう指導する。
  - ・体育館の換気は、ドア・窓を2方向に定期的に開放する。複数の部活動が体育館を時間差で使用する場合には、入れ替わり時に、特に十分に換気を行う。
  - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等、他者との距離が十分に取れない場面での発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
  - ・マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。
  - ・部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒を行う。
  - ・部活動実施前後の更衣時には、マスクを正しく着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
  - ・顧問、外部指導者においても、マスクを正しく着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。
  - ・大会等の参加に伴い、やむを得ず食事をとる場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、黙食を徹底する。

- 学務課学校運営係  
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事  
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係  
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課  
TEL 03-5211-4229

【別紙】

リバウンド警戒期間延長に係る前回通知（4月22日付）からリバウンド警戒期間終了に係る今回通知（5月23日付）への変更点

2 基本的な感染症対策の実施について

令和4年4月22日4千子指導収第181号	令和4年5月23日4千子指導収第396号
<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導</p> <p>②マスクの正しい着用の徹底</p> <p>○マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。</p>	<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導</p> <p>②マスクの正しい着用の徹底</p> <p>○マスクの正しい着用を徹底する。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意の上、適切に対応する。</p> <p>○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。</p>
<p>⑤感染予防に関する指導</p> <p>○授業終了後は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。</p>	<p>※記載なし</p>
<p>⑤感染予防に関する指導</p> <p>○感染症対策の必要性和具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。また、新入生や転入生及びその保護者に対しても周知する。</p>	<p>⑤感染予防に関する指導</p> <p>○感染症対策の必要性和具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。</p>
<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。</p>	<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの正しい着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。</p>
<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>②正しいマスクの着用</p> <p>○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する（鼻と口を隙間なく覆う）。</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>②正しいマスクの着用</p> <p>○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する（鼻と口を隙間なく覆う）。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。</p>

<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの正しい着用（不織布を推奨）を徹底する。マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。</p>
---	---

### 3 教育活動に関すること

令和4年4月22日4千子指導収第181号	令和4年5月23日4千子指導収第396号
<p>(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。</p> <p>○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。</p>	<p>(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食を行う。</p>
<p>(2) オンライン学習等への準備及び実施について</p> <p>対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したてオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。</p>	<p>(2) オンライン学習等への準備及び実施について</p> <p>対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際は、「Teams」を活用したてオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等に努めること。</p>
<p>(4) 放課後や休日、ゴールデンウィーク期間中における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅する。</p>	<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>※記載なし</p>
<p>(4) 放課後や休日、ゴールデンウィーク期間中における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○ゴールデンウィーク期間中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。</p> <p>○児童・生徒や保護者への注意喚起を行うに当た</p>	<p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>※記載なし</p>



<p>っては、「ゴールデンウィーク用感染症対策チェックリスト」を活用する。</p>	
<p>(6) 学校行事等について ※記載なし</p>	<p>(6) 学校行事等について ○体育的行事、文化的行事の実施にあたっては、熱中症等にも留意した上で、必要な感染症対策を講じ、内容や方法を工夫して実施する。</p>
<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。</p>	<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等、他者との距離が十分に取れない場面での発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。</p>
<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ※記述なし</p>	<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・マスクの着用については、熱中症の防止等に十分留意する。</p>
<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。</p>	<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・部活動実施前後の更衣時には、マスクを正しく着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。</p>
<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。</p>	<p>(7) 部活動について ○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。 ・顧問、外部指導者においても、マスクを正しく着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。</p>

4 学校運営の継続計画の作成について

令和4年4月22日4千子指導収第181号	令和4年5月23日4千子指導収第396号
<p>4 学校運営の継続計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○変異株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。</li><li>○出勤できない教職員の割合に応じた業務の精選と役割分担・応援体制をあらかじめ整備する。</li><li>○授業（登校形態、オンラインの活用など）、学校行事、課外活動、給食等について、具体的に計画を立てる。</li></ul>	※記述なし

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和4年4月末の報告)

教 育 委 員 会 資 料  
 令 和 4 年 5 月 2 4 日  
 指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	昨年度末登録者数
小学校	1年				4月は授業日数が30日に満たないため、不登校報告はありません。				
	2年								
	3年						1	1	1
	4年	2		2			1	1	2
	5年	1		1					2
	6年	1		1				2	2
中・中等(前期)	1年							5	
	2年	2		2	2	3	12		
	3年	1		1	5	7	5		
中等(後期)	4年								
	5年								
	6年								
計	合計	7	0	7		9	14	29	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和4年5月24日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
5	24	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	25	水				
5	26	木				
5	27	金	10:00~	指導課訪問 お茶の水小学校	お茶の水小学校	
5	28	土				
5	29	日				
5	30	月	10:00~	指導課訪問 九段幼稚園	九段幼稚園	
5	31	火				
6	1	水				
6	2	木				
6	3	金	10:00~	教育委員訪問 富士見小学校 ◎	富士見小学校	教育委員出席
6	4	土				
6	5	日				
6	6	月				
6	7	火				
6	8	水				
6	9	木				
6	10	金	10:00~	指導課訪問 昌平幼稚園	昌平幼稚園	
6	11	土				
6	12	日				
6	13	月	10:00~	教育委員訪問 麹町幼稚園 ◎	麹町幼稚園	教育委員出席
6	14	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	15	水				
6	16	木				
6	17	金				
6	18	土				
6	19	日				
6	20	月	10:00~	指導課訪問 昌平小学校	昌平小学校	
6	21	火				
6	22	水	午後 (調整中)	保幼小合同研修会【麴町地区】 ◎	九段小学校・幼稚園	教育委員出席
6	23	木				
6	24	金				
6	25	土				
6	26	日				
6	27	月				
6	28	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	29	水				
6	30	木				
7	1	金				
7	2	土				
7	3	日				
7	4	月				
7	5	火				

「広報千代田」  
6月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習、スポーツ課） 13件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	児童・家庭 支援センター	子育てサポートが受けられる 利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣 し、宿泊や病後児の保育なども行 う、千代田子育てサポート事業の利 用会員登録説明会。	6月24日(金) 10時30分～ 11時30分	あい・ぽーと麹町 (三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとステーション
2	児童・家庭 支援センター	「親と子の絆プログラム」年長から小学生 低学年を乗り切るスキル講座	小学校入学により子どもの生活は大 きく変わります。スマホは？ゲーム は？子どもの困りごとは？等々保護 者同士で情報交換し子どもとの良い コミュニケーションを身につけま す。第3回にはアソギ・マゼンタも学びま す。	6月28日(火)、7月5日 (火)、12日(火)10時 ～12時	四番町児童館	
3	指導課	教科書展示会を開催します	小学校・中学校・中等教育学校の教 科書の展示会を開催。	6月10日～6月23日	千代田図書館第3研修室	
4	文化振興課	第31回千代田区文化連盟展	15サークルによる絵画・書道・写真 等の展示	6月5日(日)～12日 (日)11時～18時※最終 日は16時まで	九段生涯学習館	千代田区文化連盟
5	文化振興課	図書フロア企画展示 「緑の本棚」	「緑」という言葉から連想されるイ メージをテーマごとに展示。	5月17日(火) ～9月16日(金)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
6	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のお はなし会。	毎週土曜日11時～	四番町図書館	四番町図書館
7	文化振興課	アーツ千代田3331特別企画展「山王祭と江戸 東京一坂道を行列がゆく町ー」	山王祭に関する特別企画展。	5月28日(土)～6月12日 (日)11時～18時30分	アーツ千代田3331(外神田 6-11-14)	アーツ千代田3331

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・ 開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
8	文化振興課	かえっこバザールin千代田	遊ばなくなったおもちゃをカエルポイントに換えて、別のおもちゃと交換(かえっこ)して遊ぶ	7月2日(土)10時~16時、7月3日(日)10時~16時	アーツ千代田3331(外神田6-11-14)	アーツ千代田3331
9	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催する Let's study「金継ぎ」 持参した欠けた器を金継ぎする	6月18日(土)18時~20時	スポーツセンター	九段生涯学習館
10	生涯学習・スポーツ課	ちよだ生涯学習ガイドブック2022を配布	区内で実施する生涯学習関連の講座や講習会、イベント、施設、刊行物などをまとめたガイドブックを配布	6月中旬頃	九段生涯学習館	九段生涯学習館
11	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 ライティングスキルが身に付く!初めて小説を書く人のための基礎講座	小説を書くための基礎を学びながら、現代社会の必須スキル「書く力」を磨く講座を実施	①7月21日②8月4日③8月18日④9月1日⑤9月15日 いずれも木曜日	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	ラジオ体操夏期講習会	区内在住・在勤者を対象としたラジオ体操講習会の周知	7月2日(土)18時~	九段生涯学習館	千代田区体育協会
13	生涯学習・スポーツ課	ふれあい親善ゲートボール大会	区内在住・在勤者を対象としたゲートボール大会を実施	6月26日(日)8時30分~	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会